

令和 7 ～ 8 年度 焼津市汙入下水処理場汚泥処理業務委託（肥料化）その 2
収集運搬及び処分仕様書

本仕様書は、焼津市汙入下水処理場の汚泥処理工程で発生する下水汚泥の処理（収集運搬及び処分）業務について定めたものである。

1 委託概要

- (1) 収集運搬及び処分対象品目 下水汚泥（脱水ケーキ）
- (2) 排出（積込）場所 焼津市小川 3 8 0 8 番地 焼津市汙入下水処理場
- (3) 業務期間 令和 8 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日

2 下水汚泥の種類・性状、収集運搬及び処分予定数量

- (1) 汙入下水処理場にて発生する下水汚泥（脱水ケーキ）の種類及び性状は、次に示すとおりとする。
 - ア 下水汚泥は、産業廃棄物で、未消化の有機性汚泥であり臭気を有する。（特定有害産業廃棄物には該当しない。）
 - イ 汚泥の中には、脱水助剤としての高分子凝集剤及びポリ硫酸第 2 鉄、その他消臭剤が、それぞれ含まれる。
 - ウ 含水率は 80% 以下である。（概ね 74% ～ 78%）
 - エ 汚泥の荷姿は、バラである。
- (2) 収集運搬及び処分の予定数量は、以下のとおりである。
 - ア 1 年間に 9 0 0 トン程度
 - イ 1 回当たりの処分量 8 ～ 10 トン程度

3 収集運搬車両

- (1) 汚泥の飛散、臭気の発散、脱離液の漏洩等がなく適正に運搬できる構造の車両を使用し、臭気飛散防止措置を講ずること。
- (2) 使用する車両は 8 ～ 10t コンテナ車又はダンプトラック程度とする。
- (3) 使用する車両のサイズ等については、汙入下水処理場のホッパー（入口高さ 3.39m、入口幅 2.60 ～ 3.65m、奥行 3.50m）に搬出入可能な車両で実施すること。またホッパーの梁等やその他車両回転半径など搬出入が可能であるか、現地を事前に確認すること。

4 委託内容

- (1) 収集運搬業務
 - ア 収集運搬業務は汙入下水処理場の汚泥脱水設備から発生した脱水ケーキを、3 に定める運搬車両（コンテナ車又はダンプトラック）に積み込み、処分先へ運搬するものである。
 - イ 収集運搬量は、脱水処理工程等の都合により変動があるので注意すること。

ウ 収集運搬量の確定は、処分先のトラックスケール重量計による秤量数量とする。

エ 汚泥搬出日は、通常、7 日間の内 2 日程度搬出を行い、汚泥処分実績量に応じ翌月分の搬出日の調整を行う。搬出時間は原則として午前 4 時とする。また、汚泥処理工程等の都合により、増・減車、搬出日の追加、中止、搬出時間を変更する場合がある。その場合は受託者に事前に連絡調整するものとする。1 日のうち 2 回目の追加があった場合の搬出時間は、原則として午前 11 時とする。

(2) 処分業務

ア 処分業務については、汐入下水処理場から搬出した下水汚泥の全量を、肥料用として処分するものとする。

イ 処分量の確定は、処分先のトラックスケール重量計による秤量数量とする。

5 委託料

(1) 収集運搬及び処分量は、月毎に集計し、有効数字は小数点第 2 位までとする。

(2) 取引にかかる消費税及び地方消費税の額の計算において、円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

6 提出書類

(1) 契約時に提出する書類

ア 産業廃棄物収集運搬及び処分業許可証の写し（廃棄物の処理及び清掃に関する法律による）

イ 連絡体制表

(2) 委託料請求時に提出する書類

ア 実績報告書（計量証明書等）

イ 請求書

7 関係法令の遵守

(1) 受託者は、業務の実施に当たり、下水道法、労働基準法、道路交通法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほか、貨物利用運送事業法、道路運送法等の輸送に関する諸法令、施行令、通達等を遵守しなければならない。

(2) 関係機関より各法令により改善命令・措置命令等の指導を受けた場合は、速やかに対応し内容等について書面をもって、遅滞なく委託者に通知しなければならない。